

香川県河川管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第81号

香川県河川管理規則等の一部を改正する規則
(香川県河川管理規則の一部改正)

第1条 香川県河川管理規則(昭和40年香川県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注3を削り、注4を注3とする。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和45年香川県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第4号様式中「㊟」及び備考を削る。

(香川県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県砂防指定地管理条例施行規則(平成11年香川県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」及び注を削る。

第3号様式及び第4号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成19年香川県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定開発行為許可申請書の添付図書) 第3条 略 (1)・(2) 略 <u>(3)~(7)</u> 略	(特定開発行為許可申請書の添付図書) 第3条 法第10条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第11条第1項の申請書に、同条第2項の図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書</u> <u>(4)~(8) 略</u>

第3号様式中「㊟」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を削る。

第6号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第7号様式中「㊟」及び備考を削る。

第8号様式中「㊟」及び備考3を削る。

第9号様式から第11号様式までの規定中「㊟」及び備考を削る。

第12号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第5条 地すべり等防止法施行細則（平成21年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「㊟」及び備考3を削る。

第5号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第6号様式、第8号様式及び第9号様式中「㊟」及び備考3を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。